

# 令和6年度第5回

## 川崎市環境影響評価審議会

### 会議録

1 日 時 令和6年8月6日（火）午前10時00分から午前11時52分まで

2 場 所 オンライン会議（川崎市役所本庁舎 301、302会議室）

3 議 題

（1）堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書について（答申案審議）

（2）（仮称）ニトリ川崎DC新築工事に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）

（3）その他

4 出席者 15名

山下委員、濱野委員、一ノ瀬委員、上野委員、金澤委員、鎌田委員、神山委員、菊本委員、酒井委員、佐田委員、高橋委員、中澤委員、持田委員、森長委員、後藤委員

5 傍聴者 2名

－開 会－

○部長 定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第5回川崎市環境影響評価審議会を開催いたします。

環境対策部長の藤田でございます。

委員の皆様、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務的な確認を行わせていただきます。

○課長 おはようございます。環境評価課長の鈴木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、委員20名中、現在15名の御出席をいただいております。委員の半数以上が出席されていますことから、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の規定に基づきまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例により、原則公開としておりますので、途中入室を含めて傍聴人の入室を認めてよろしいでしょうか。

○会長 はい。

○課長 ありがとうございます。それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

（ 傍聴人入室 ）

○課長 次に、本日の資料についての確認です。

○事務局 それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

本日の会議資料は、議事次第、資料1－1「堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書についての個別審査意見」、資料1－2「堤根処理センター整備事業に係る条例準備書の審査結果について（答申案）」、資料2「堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書」、資料3「（仮称）ニトリ川崎DC新築工事（第2種行為）に係る手続経過」、資料4「（仮称）ニトリ川崎DC新築工事条例環境影響評価準備書」、資料5「（仮称）ニトリ川崎DC新築工事条例準備書の説明会の開催結果報告」、資料6「（仮称）ニトリ川崎DC新築工事に係る条例見解書」となっております。

本日の会議資料については以上でございます。資料に不足などございませんでしょうか。

○山下会長 ありません。

○課長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は、堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書について（答申案審議）、（仮称）ニトリ川崎DC新築工事に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）でございます。

これからの議事につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山下会長 山下です。おはようございます。

では、まず本日の第1の議事、堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書についての答申案の審議となります。

事務局から、個別審査意見と答申案についての説明をお願いします。

○事務局 堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書についての個別審査意見及び審査結果（答申案）について説明ー（略）

○山下会長 御説明、ありがとうございました。

本件事業は、計画地が川崎区北西端、幸区の南端に位置し、事業の内容としては、ごみ焼却処理施設の建築、老朽化した施設の更新ということになります。本件は、条例準備書についての答申案の審議となります。

御説明いただきましたように、全般的には、近隣する住宅等が存在することから、十分な環境保全措置を徹底し、また周辺住民に対して十分な事前説明を行うこと、また計画的な事後調査を行うこと等が記載されています。

個別意見としては、7名の委員から複数の事項にわたる御意見をいただきました。事業の内容がごみ焼却処理施設であることから、特に大気、大気質については、大気汚染物質の濃度、性状等の変化について、連続モニタリングや事後調査等、慎重な予測評価をすべきこと。悪臭、廃棄物の貯留による悪臭についても同様の措置でございます。

次に、複数の委員から御指摘がありましたのは、既存植生の維持についてです。既存樹木640本、現在、活力度についてはA判定、良好とされていることから、全てを伐採する計画に対しまして、伐採すべき樹木の選択や伐採計画図など、伐採の必要となる理由について明らかにすることを求めるものでございます。

さらに、緑の質、量、景観、地域交通、あるいは交通についての安全確保。さらに、環境配慮項目につきましては、生物多様性につき、水場環境の創出の記載の在り方について、気候変動については、治水水害対策や暑熱対策についての御意見をいただいたものです。

御意見をお寄せいただきました委員につきましては、答申案のと通りの記載でよろしい

でしょうか。また、その他、答申案文に記載の事項について、委員におかれましては、何か御質問や御意見はございますか。お願いいたします。

特に答申案文について、御意見、御質問等、御発言はございませんか。

濱野委員、お願いいたします。

○濱野委員 お作りいただいた答申案に、私の個人的な個別意見は反映されていると思いますので、私は結構だと思います。よろしくお願いいたします。

○山下会長 ありがとうございます。

ほかの委員方につきましても、現在の答申案文、このとおりでよろしゅうございますか。

( 異議なし )

○山下会長 ありがとうございます。それでは、答申案のとおり答申することといたします。

それでは、これをもちまして、堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書についての答申案の審議は終了といたします。

次は、本日、第2の議事となりますが、事業者の御入室などの準備もございますので、ここで約5分程度休憩にしたいと思います。事務局のほうから、審議再開時間の御案内をいただけますでしょうか。

○課長 10時35分からの開催にしたいと思います。

○山下会長 はい。よろしくお願いいたします。

○課長 では、休憩いたしますので、また定刻になりましたら再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時35分

○課長 再開の時間となりましたので、議事再開したいと思います。皆様、おそろいでしょうか。

それでは、再開後の進行について、会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山下会長 はい。山下です。

それでは、ただいまから、本日、第2の議題である（仮称）ニトリ川崎DC新築工事に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）を始めます。

まず、事務局から手続の経過について、説明をお願いいたします。

○事務局 （仮称）ニトリ川崎DC新築工事に係る手続経過について説明ー（略）

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、事業者から条例準備書及び条例見解書について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 （仮称）ニトリ川崎DC新築計画に係る条例環境影響評価準備書及び条例見解書について説明ー（略）

○山下会長 ありがとうございました。

それでは、これから質疑に移りたいと思います。ただいまの事業者の説明について、これから御質問をいただきます。

条例準備書の記載内容に対する意見については、個別審査意見として事務局に提出していただきますので、そのために必要な点について事業者に質問をしてください。

御質問のある委員には、御挙手をお願いいたします。

濱野委員、お願いいたします。

○濱野委員 御説明をありがとうございました。

私、3点ほど、緑の質に関わってお話をさせていただきたいと思います。

まず1点は、⑥の緑化計画ですね。準備書の14ページから16ページだと思います。

この中で、それぞれ緑被率を15.1%確保して、川崎市の緑化基準15%をクリアしているという御説明をいただいたんですが、例えばその、敷地面積、緑被面積という区分ですね。それで、緑被率15.1という数字になっていますけれども、この中で壁面緑化面積。幅と高さで面積が出ておりますけれども、壁面緑化の場合には、平面緑化に比較して、その効果というのが、係数を掛けて面積を小さくしているはずですが、係数は掛けられてお

られますでしょうか。

どうもいただいた資料で、準備書のほうを計算しますと、幅、高さ、これを直接計算すると327になってしまいますので、これは大きい数字ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。これが、まず1点です。

それから、壁面緑化という言葉が使われていますけれども、この資料の次のページでもいいのですが、建物の完成予想図、あるいは準備書の11ページに立面図が出ておりますけれども、これに壁面緑化の位置が記されておられません。建物の構造上、壁面緑化をするに当たっては、根茎の生育基盤を担保する構造が必要なわけですが、どうもこの辺から、建物形状から壁面緑化を行うには厳しい環境ではないかというふうに思います。この点について見解をお聞きしたいというのが2点です。

それから、3点目は、植栽予定樹種の中に、シラカシが高木の常緑で入っておりますけれども、準備書の170ページに、周辺地域の樹木の生育環境が出ております。この中には、シラカシは調査対象になっておりません。例えばタブノキですとか、幾つかのものは常緑樹で、活力判定B判定ということになっておりますけれども、臨海部のこの対象地を考えますと、シラカシについての妥当性というのが、少し考えが必要な要件になるのかなということです。

あと、3点と申し上げましたけど、もう一点。準備書の15ページ、緑化計画図が出ておりますけれども、その中で防風植栽という言葉が使われています。防風植栽を考えるに当たっては、建物の各風衝要点地域に風速の観測点を設けて、そして、その風速によって、風衝部の風の速さを弱めるというような視点で、防風植栽という考え方を持つわけですが、この建物は4階建て倉庫で高さは31メートルという計画になっておりますけれども、実際に風速観測点を設けて、防風植栽ということをやっているのか。

あるいは、建物のこれが南西面に、図では防風植栽として緑の線が引っ張られておりますけれども、周辺との、例えば騒音であるとか何かそういう緩衝植栽的な要因を持っているのか。この点について、内容を御説明いただければと思います。

3点と申し上げましたけれども4点となりましたけれども、よろしくお願いいたします。  
○山下会長 ありがとうございます。お願いします。

○事業者 まず、1点目ですけれども、壁面緑化についてですけれども、これは係数は掛けておりませんでした。

壁面緑化は、この幅81.75掛ける高さ4メートルというふうには書いてありますけれど

も、このままの数字でございまして、先生がおっしゃったような、保全率とかその効果の低減率ですとは今回は掛けておりません。それが、まず1点目です。

2点目が、景観、完成予想図に壁面緑化が入っていないとかもありますけれども、壁面緑化につきましては、すみません、完成予想図には入れていなくて申し訳なかったです。

それで、一応壁面緑化の構造的な所でいうと、資料編の1-1ページに、壁面の概略図を記載してございまして、壁面緑化としてはワイヤー構造。

○濱野委員 すみません。資料編の何ページですか。

○事業者 1-1ページです。中とじの青の紙の次のページです。

○濱野委員 はい。

○事業者 今回、使用イメージとしては、ワイヤー構造で壁面に留め具を設置して、ワイヤーを張り、下のほうに植栽土壌、0.3メートル以上を確保して、ここから壁面緑化を行いたいというふうに考えております。

次に、3番目のシラカシの話ですけれども、シラカシは、321ページに適合性確認表というふうに書かせていただいておりますけれども、表の4.6.1-13の所に書いてあります。シラカシにつきましては、関東地方で一般的に植栽用として用いられている樹種で、耐陰性にも優れているといった所で、今回、選ばせていただいています。

4点目の防風植栽について、ほかの要因もあるのではないかとといったものですが、この辺、関東地域、基本的には南風と北風が卓越しています。西側から東側と北側は運河ですので、基本的にある程度、周辺事業者には風の影響は及ぼさないというふうな考え方で。

あと、入り口も、今回は車両の出入口等は西側にございますので、基本的にこの西側から防風植栽、耐久性のあるものを配置したらどうかといった所で、今回、準備書では示させていただいております。

ほかの影響要因があるのかという質問に関しては、特にありませんというお答えになります。

以上になります。

○濱野委員 今、事業者の方から4点、御説明いただいたんですが、私は納得できません。

まず1点目、単純に幅と高さで出したもの、これに対して係数を掛けていないですね、壁面緑化の場合。

○事業者 はい。掛けていないです。

○濱野委員 係数を掛けると15.1を切りますよ、これは。この点が、検討条件として一つ残っています。

○事業者 はい、分かりました。

○濱野委員 それから、二つ目。この登はんをさせて、壁面緑化をされますけれども、それならば壁面緑化に使われるつる植物、これを緑化材料として示していただきたいと思います。

○事業者 分かりました。

○濱野委員 それと、30センチの幅を取っていますけれども、これについては、昨今の高温乾燥化の気象条件を考えると、土壌の深さが必要なんです、たくさん。つまり、立体として、どの位の深さの植栽地を作るのか。これも明示していただきたいというのがございます。

○事業者 分かりました。

○濱野委員 それから、先ほどのシラカシですけれども、関東地方ではなくて、これは臨海部ですから、常緑広葉樹の代表として、シイ、カシ、タブという言い方をしますけれども、これは、ほぼ調査でも出ていましたけれども、タブノキ等を使うのが基本だろうというふうに考えます。シラカシは内陸性の湿潤地、川崎市ですと東高根の森林公園にシラカシの天然林がありますが、あの環境でないと健全な生育はしません。

○事業者 分かりました。先生の御発言の内容については、確認して検討します。

○濱野委員 それと、防風植栽。「北風等」という言葉がありましたけれども、この計画で示されているのは南西側です。北風という説明では北西になるはずなんです、方位的には南西側に持ってきています。この辺も合理的な説明をしていただきたいと思います。

○事業者 南西側は、一番近いお宅が、南西側という所の県道101号線の……。

○濱野委員 これ、防風植栽と言われているけれども、本当にこの防風植栽として、建物の南側に個人のお宅があるんだとすれば、その部分を線ではなくて、そこに当たる風の方角性、それをしっかり捉えて、厚みのある植栽にすべきだと思います。

○事業者 なるほど。分かりました。

○濱野委員 はい。ですから、4点、後ほど個別意見として記述させて、事務局にお送りしますけれども、ぜひ御参考にして計画を準備していただきたいと思います。

○事業者 分かりました。今おっしゃられたことはよく分かりますので、それに基づいて、



まだ準備書段階ですので、また事業所内で検討させていただきまして、シラカシがいいのかどうかとか、今、タブノキというお話がありましたけれども、そういったものに変更はできると思いますので、その辺はこれから検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○濱野委員 はい。よろしくお願いします。

私、大分、大変長くなって恐縮です。ありがとうございました。

○事業者 ありがとうございます。

○山下会長 ありがとうございます。

ほかに、どの項目でも構いませんが、ございますか。

持田委員お願いいたします。

○持田委員 今の濱野先生に関連して続きなのですが、緑化計画の所で、緑化地が出ていますが、これは全て新しい、現存植生はどうなさるのかということが1点目。

2点目は、現存植生を生かすべきであると。現在、池上運河に向けての植栽が四、五十年たっていて、現地視察の際、マウンド上に生育していました。それを、ぜひ有効活用すべきであると考えております。

それから、2点目、地被類の植栽に関してなんですが、地被類の選択で高麗芝と書いてあったと思うのですが、高麗芝は樹林の下では育たない、生育しないので、オープンな所の芝地でしかない。ですから、地被類の選択はより慎重に、種の特性を考えてやっていただきたい。

以上、2点です。よろしくお願いします。

○事業者 すみません。ありがとうございます。先ほどいただきました1番目の現状の緑地についてですけれども、計画図の中で我々が考えている緑地の部分に外れる部分については、原則、撤去して新しいものに入れ替える計画で考えております。

○持田委員 はい。では、そのお答えを先に聞きます。

○事業者 はい。すみません。現地調査の際にお話しいただきました、先ほどございましたマウンド部分、こちらに関しましては、我々も極力、残せる部分については残すような形で考えたいと思っておりますので、マウンドの部分以外の部分は撤去する可能性が高いということで考えていただければと思います。

○持田委員 はい。

じゃあ、2番目の地被類、高麗芝というのはどうですか。

○事業者 地被類につきましては、今、高麗芝を示しておりますけれども、先生が言われたとおり、あと、植生の担当部署のほうに確認させていただきまして、適切なものに変えたいと思います。

○持田委員 それで、1点目の残すか残さないかということですがけれども、ぜひ、やっぱり四、五十年、時間がたっていて、土壌化も多少進んでいる。マウンドを作って、かなり立派な環境保全林の状態を示していますので、先ほど濱野先生からもありましたけど、立地自体が、ここは埋立地、それも海岸からしゅんせつしたような土で、浅野運河の北側、南側で池上運河という、この立地をよく考えて植栽をしていただきたい。場合によっては、土壌調査もきちっとやっていただきたい。マウンドと、そうじゃない所の土壌調査をお願いいたします。

私からは以上です。

○事業者 ありがとうございます。先ほどのマウンドの件ですがけれども、北側と東側に今ございまして、北側については、我々、前所有者のJ F E様から購入をするんですがけれども、敷地の境界にかかっている部分もございまして、北側については原則撤去という形で今、伺っております。

東側の部分については、当社の計画で緑地に当たる所は、極力、残せば計画をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○持田委員 はい。分かりました。はい、ありがとうございます。

○山下会長 ありがとうございます。

続きまして、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 1点、確認を取らせていただきたいんですが、産業廃棄物約3,800 tの内訳をお教えてください。供用時の産業廃棄物で約3,800 tと見積もられていますが、その内訳は何ですか。廃プラ類ですか。

○事業者 産業廃棄物の中で、準備書の298ページになります。画面共有します。

産業廃棄物の中で一番量が多いのはソファーになりまして、約1,250 t出る予定になっています。ソファー、マットレス、あとガラス・セトモノが多い形になっています。

これは、基本的には各店舗のほうに来たものをまたここで集めているといった所になりますので、お客様から回収したもの、ソファーが代表的ですがけれども、そういったものが集まってくるといった所になります。

○高橋委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○山下会長 よろしいですか。

ほかに委員から御質問はございますか。

佐田委員、お願いいたします。

○佐田委員 大気の所について、事実関係とこれはどういうふうにと考えたらいいたろうという点について質問致します。

まず、準備書段階では、大気で事後調査はなかったのですね。

○事業者 はい。

○佐田委員 何回も今御説明があったように、現状では供用時の施設関連車両を事後調査に追加することになっているかと思えます。御説明を聞く範囲においては、交通量調査を実施する関係もあるとも考えます。そうすると、大きな考え方の変更ということは何かあったのでしょうか。

もっと具体的にいうと、例えば市民意見があったので事後調査を実施するという話なのでしょうか。ただ、市民意見としてはPM<sub>2.5</sub>もあれば、環境基準の考え方もあります。そうすると、いろいろな意見がある中で、事後調査も可能であれば対応することもあるとは思いますが、事業者として事後調査をやると判断された考え方の仕分けが何かあったのでしょうか、教えてもらえれば助かります。

以上です。

○事業者 準備書では、考え方としては、確かに大気とか騒音だとかありますけれども、基本的には、地域交通の交通量のほうが住民の方々の意見としても、特に住民説明会の意見としても、懸念点としては大きかったので、地域交通の交通量で、渋滞とかそういったものを計れば、今回の事業のインパクトとしてどの位あったのかといったものが一応把握はできるなというふうにまず考えました。

その上で大気は今、排出係数が随分と下がってきているということもありますので、そういった観点から、科学的に考えてみると交通量の台数が測れば、ある程度、大気、騒音、振動につきましても、どの位インパクトがあるかという把握は可能だというふうに思っています。

ただ事後調査を報告する上で、実際に、交通量だけはこうでしたという話でいいのかと立ち止まったときに、ここの池上の所、昔から、やっぱりNO<sub>2</sub>の環境基準を守れないといった、いろいろ歴史的な経緯もございますので、そういったものも合わせて、事後調査報告で示したほうがいいかなというふうに考えております。

○佐田委員　そういうストーリーになるかとも思うのですが、例えば大気の中での不確かさというのは、工事中に関しては建設機械と工事用車両、供用時には駐車場と施設関連車両を選んだのは、住民の意見もあったからという、それはそれで重要なポイントでしょうが、その中でバックグラウンドに近いという予測対象として建設機械はいつもポイントで事後調査との関係はありそうです。

あと、事後調査では工事完了3年後という記載が確かありましたね。

○事業者　そうですね。緑ですね。

○佐田委員　そうすると、G L P川崎など周辺開発でほかの道路もあったとか考えられますか。事業者としては現状でできる範囲の所で予測して、これは不確かさがあるから事後調査するというふうに考えると、こちらのニトリさんの施設ができればこの不確かさがなくなるというふうに考えていいのかとか、そういうストーリーで説明することも分かりやすいのではないかと思います。これは先ほど当方からのコメントへの補足的な根拠となりませんか。

○事業者　今回も1時間ごとに、現況の交通量は1時間ごとの台数を測って、それに対してG L Pさんの1時間ごとの台数について、今回のニトリの1時間ごと台数を掛けるといった所で、確かに不確か性というのがすごくあって、今回、調査したのは平日ですけども、恐らく曜日変動もありますし、不確か性が当然ありますので、その辺を踏まえて、G L Pさんの開業時期とか、そういったものを合わせて、適切な時期に事後調査は実施したいというふうに考えています。

○佐田委員　ありがとうございました。

○山下会長　ありがとうございます。

確認させていただいてもよろしいですか。供用後に、事業者としては、自動車交通量の増加が見込まれるというふうに考えていらっしゃるわけですね。

その要因といったことについては、他の施設の付近の稼働ということが主な原因だというふうに考えていらっしゃるということですか。

○事業者　そうではありません。当然、我々が計画している、ニトリサイドの交通量の増加はありますし、その増加も相まって、さらに、要は交通環境がひどくならないように、ニトリサイドとしても配慮していきたいと考えています。その辺、事後調査を通じて、さらに配慮ができるもの、例えば排出の時間帯をコントロールするだとか、そういったものは可能かと思っていますので、事後調査を含めて、トータルでこの地域の交通環境にとつ

てよりよいものにしたいと考えております。

○山下会長 はい。御説明をありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。

菊本先生、お願いいたします。

○菊本委員 御説明をありがとうございました。

私からは、気候変動の影響への適応に関して、若干、専門からずれる部分もありますが、お聞きしたいと思っております。

今回の説明では、この気候変動の影響への適用に関しては、配慮として基本に約15%以上の領域面積を確保して、可能な限り人工被覆を削減するというような御説明だったと思うんですけども、本日の資料にもあります完成予想図などを拝見すると、地面レベルの緑被というものもさることながら、やはり面積の中でかなりの割合と、まとまった面積を持っている建物の屋根面に関しても気になるんですけども。

この屋根面、かなりまとまって大きな面積があるので、この部分をどう仕上げるかということが、建物の内部環境だとか、あるいは周辺への熱環境、暑熱環境にも影響し得るのではないかというふうに思います。

太陽光パネルを置く可能性もあるというような説明もあったんですけども、少し気候変動の影響の適応という文脈から、何かこの屋根に対する対策、対応等を考えられていたら教えていただきたいなと思います。

あと、それと関連して、地面レベルの15%の緑被面積というのも、先ほど算定の計算方法に関しても御議論がありましたけれども、樹木に関して単純に日射遮蔽みたいな効果を見込むのであれば、そもそも建物の日陰になるような部分は樹木があろうがなかろうが日射は遮蔽されているという意味で、そういった気候変動への影響の適用という意味では、若干、その建物に近い部分の緑被面積というのは、割り引いて考えなきゃいけないんじゃないかということも感じまして、取りあえず今、15%以上確保されているということが、対応として十分なのかということもやや気になりましたので、その辺りに関してお考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○山下会長 はい。お願いします。

○事業者 今、屋根の話でいうと、屋上緑化だとか、そういった被覆状況の改善と、そういったものも考えられますけれども、現時点の構想でそこまでは考えていなくて、本当は

先生がおっしゃられるように、要は輻射熱のこととか材料だとどうなのかといった御心配も多分あるかと思しますので、そういったものは今後、詰めていきたいというふうに考えています。

それと、あと、緑化面積の陰の部分についても、割引が必要じゃないかといった所がありましたので、この辺りは川崎市担当部局とも調整しながら、本当にそれでよかったのかどうか、今後、検討していきたいというふうに考えております。すみません、よろしくお願いします。

○菊本委員 分かりました。かなり大規模な建物なので、影響も大きいかと思しますので、ぜひ御検討いただければと思います。ありがとうございます。

○山下会長 ありがとうございます。

ほかに委員から御質問はございますか。特にございませんでしょうか。

( なし )

○山下会長 それでは、これをもちまして、本日の（仮称）ニトリ川崎ＤＣ新築工事に係る条例環境影響評価準備書についての審議は終了といたします。

事業者の方々、今日はありがとうございました。

続きまして、本日のその他の議事ですが、事務局から何かございますか。

○事務局 事務局でございます。

その他といたしまして、事務連絡がございます。

初めに、（仮称）ニトリ川崎ＤＣ新築工事につきまして、審議会答申案に反映させるための個別審査意見の提出をお願いいたします。

いただきました御意見を基に、事務局向け答申原案を作成し、審議会に提出させていただきます。

個別審査意見につきましては、オンラインフォームを作成いたしましたので、８月１３日火曜日までに御回答いただきたいと存じます。回答ＵＲＬにつきましては、今月中にメールで依頼文の送付と併せてお送りいたします。

続きまして、今後の予定でございますが、初めに、次回につきましては８月２１日水曜日、午後２時から、オンラインでの開催を予定してございます。

次に、９月３日火曜日は、調整中でございます。

次に、９月１８日水曜日、午後２時から、本日、事業者説明を行いました本案件についての答申案審議をオンラインで開催を予定してございます。詳細につきましては、改めてお

知らせいたします。

事務局から、以上でございます。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の審議を終了いたします。長い時間、誠にありがとうございました。

－閉 会－